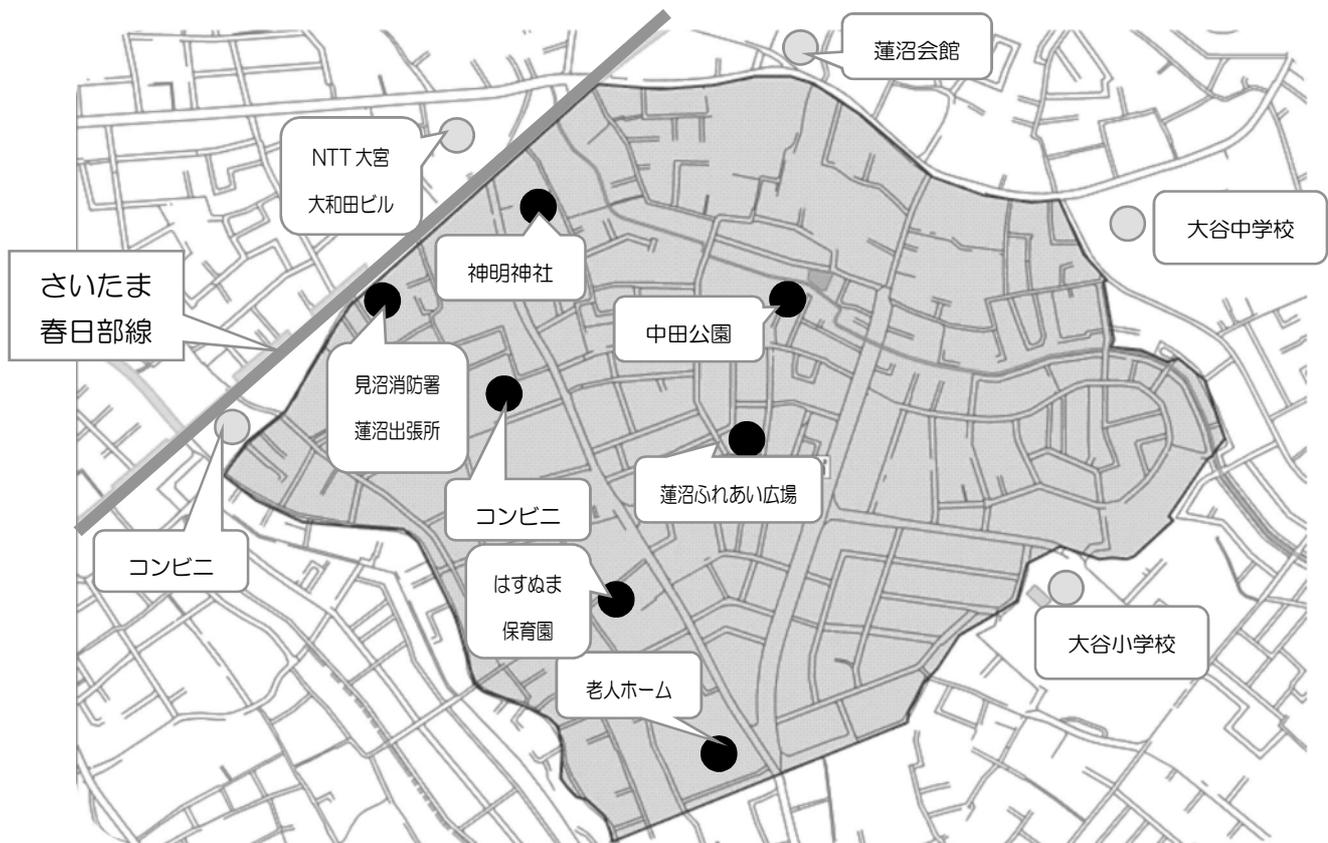


【重要】『蓮沼下地区町名・町界検討会議』からのお知らせ

区画整理地区およびその周辺地域の住所変更について話し合いが始まりました

現在進められている蓮沼下特定土地区画整理事業の完了に向けて、区画整理地区およびその周辺地域を分かりやすい住所に変更するために『蓮沼下地区町名・町界検討会議』（区画整理組合や自治会役員等で構成）が立ち上がり、話し合いが始まりました。

住所の変更（町名、町界を新しくすること）の対象範囲は、下の地図の網掛けの範囲で考えています。



【今後の流れ等】

住所の変更（町名、町界を新しくすること）については、会議で町名等の案を選定したところで、対象区域にお住まいの皆様へ新しい町名等のアンケートを郵送で実施し、ご意見をいただきますので、その際にご協力の程、よろしくお願いいたします。

なお、住所の変更（町名、町界を新しくすること）の手続きについては、住民票、戸籍、国民健康保険被保険者証等、市が対応するため手続きが不要なもの、生命保険等民間企業に登録している住所の変更や運転免許証の住所の書き換え等、ご自身での手続きが必要なものとそれぞれございます。詳細は、アンケート実施後に開催予定の説明会や住所変更が近づいた際に配付予定の『住所変更の手引き』にてご案内します。

（問い合わせ先）『蓮沼下地区町名・町界検討会議』事務局 さいたま市役所区政推進部  
TEL：048-829-1833 FAX：048-829-1992